

発行：平成30年10月11日

訂正：平成30年10月26日

訂正：平成31年 3月29日

利用案内（2019年度）

幼稚園・保育園・小規模保育事業所等



©和光市

和光市役所 保育サポート課 支給認定担当

〒351-0192 和光市広沢1-5 1階

TEL 048-424-9130 FAX 048-464-1926

和光市ホームページアドレス

<http://www.city.wako.lg.jp/>

《もくじ》

幼稚園の利用について	2
【1】 幼稚園の種類について	4
【2】 幼稚園への入園について	5
【3】 幼稚園の保育料について	6
【4】 幼稚園の補助金について	10
【5】 幼稚園の預かり保育について（平日・長期休業期間中の預かり）	13
【6】 幼稚園の保育料無償化について	13
保育園・小規模保育事業所の利用について	14
【1】 申込期限	15
【2】 申込に必要な書類	17
【3】 利用調整（審査）について	20
【4】 和光市外の保育所を申し込む場合	21
【5】 市外から和光市の保育所を申し込む場合	22
【6】 利用者負担額（保育料）について	24
【7】 利用者負担額（保育料）助成について	26
【8】 利用者負担額（保育料）の減免制度について	27
【9】 教育・保育の支給認定について	29
【10】 保育施設等について	39
【11】 保育時間について	43
【12】 時間外保育について	44
【13】 チャレンジド保育について	45
【14】 その他の子ども・子育て支援について	46
【15】 保育施設の保育料無償化について	49

2019年度保育実施年齢早見表	
クラス	生年月日
0歳児	2018年4月2日～
1歳児	2017年4月2日～2018年4月1日
2歳児	2016年4月2日～2017年4月1日
3歳児	2015年4月2日～2016年4月1日
4歳児	2014年4月2日～2015年4月1日
5歳児	2013年4月2日～2014年4月1日



©和光市

幼稚園の利用について

【1】幼稚園の種類について

「新制度へ移行している園」と「移行していない園」の主な違い

幼稚園には【新制度へ移行している幼稚園】と【新制度へ移行していない幼稚園】の2種類あります。

【新制度へ移行している園】とは、「子ども・子育て支援新制度」へ移行している園のことです。

【移行していない園】とは、学校教育法に基づき設置された園のことを指します。
(従来の幼稚園)

	新制度へ移行している園	新制度へ移行していない園（従来の幼稚園）
支給認定	市が認定を行う	支給認定不要
保育料	各自治体が定める 和光市民の方は P.6 参照	各幼稚園が定める
補助金	①和光市特定教育施設入園料等補助金（市単独補助金）	①幼稚園就園奨励費補助金（国庫補助金） ②和光市幼稚園児保護者補助金（市単独補助金）

ちょっとQ&A

Q.市外の幼稚園へ行ってもいいの？

A.幼稚園は市外の幼稚園も自由にお申込みが可能です。現在和光市民の幼稚園利用者のうち市外の幼稚園利用者は約45%です。

Q.和光市内の幼稚園は新制度へ移行している幼稚園？

A.和光市内の幼稚園4園は新制度へ移行していない幼稚園になります。

【2】 幼稚園への入園について

- ① 幼稚園への入園を希望する方は、直接各幼稚園へ入園申込を行う必要があります。詳細については、各幼稚園へお問い合わせください。
- ② 【新制度へ移行している幼稚園】への入園については、支給認定（1号認定）を市から受ける必要があります。つきましては、以下の流れに沿ってお手続きが必要となります。
※【新制度へ移行していない幼稚園】への入園については、支給認定は不要です。各幼稚園へ入園の手続きを行ってください。

1号認定に係る利用手続きについて

（新制度に移行した幼稚園・認定こども園（教育部分のみ）※を利用する場合）※以下「幼稚園等」とします。

★新制度に移行した幼稚園等では、入園に係る申請や決定は園、支給認定に係る手続きは市が対応します。

入園申請	入園決定	支給認定申請	支給認定決定
園へ申請	園が決定	（園を通じて）市へ申請	市が決定

★保育園等を併願する場合は、別途2・3号認定の申請が必要です。

①施設見学等

必要に応じて施設を見学し、教育の内容について、施設・事業者から説明を受けてください。

②幼稚園・認定こども園に利用を申し込む

利用申込みは、幼稚園等に直接行います。時期や方法は施設にご確認ください。

③入園の内定

幼稚園等から入園の内定を受けます。

④支給認定の申請（1号認定申請）及び課税証明書の提出

支給認定の申請

幼稚園から支給認定申請書が渡されます。記入のうえ、園へ提出してください。園から保育サポート課支給認定担当へ送付されます。

⑤支給認定証及び利用者負担額決定通知書の交付

市から、支給認定証及び利用者負担額決定通知書が交付されます。

⑥利用者負担額（保育料）の支払

市が定めた保育料を、直接幼稚園等に支払います。支払い方法や時期は施設にご確認ください。

※下記記載内容については、幼稚園保育料無償化の実施に伴い見直されることがあります。(P13参照)

【3】 幼稚園の保育料について

新制度に移行している園と移行していない園で保育料は異なります。

1.新制度へ移行している園の保育料

新制度へ移行している園へ入園された場合、利用者負担額（保育料）は、世帯の所得の状況等を勘案し、国が定める水準を上限として市が定めることとなっており、利用者負担額の階層区分は、保護者の市町村民税所得割課税額に基づき決定されます。（市外の幼稚園を利用している場合も同様です）

世帯階層区分	階層の定義	第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円
第2階層	市民税非課税世帯(市民税所得割課税額非課税世帯を含む)	3,000円	0円 ※減免適用有	0円
第3階層	第1・第2階層を除き、市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	10,100円	5,050円 ※減免適用有	0円
第4階層	市民税所得割額が221,200円以下の世帯	20,500円	10,250円	0円
第5階層	市民税所得割課税額が221,200円超の世帯	25,700円	12,850円	0円

※第1子・第2子・第3子の要件

- ①同時に幼稚園・認定こども園の特定教育施設を利用している未就学の兄弟がいる場合、そのお子様を含めて、第2子となる児童は半額、第3子は無料となります。
- ②小学校1～3年生の兄弟がいる場合、そのお子様を含めて、第2子となる児童は半額、第3子は無料となります。

(1) 階層区分決定の取り扱い

保育料	保育料階層区分の決定方法
4月から8月までの保育料	保育を利用する年度の <u>前年度</u> の市町村民税所得割額により決定
9月から3月までの保育料	保育を利用する <u>年度</u> の市町村民税所得割額により決定

例：2019年4月～2019年8月⇒2018年度の市町村民税所得割額により保育料を算定

2019年9月～2020年3月⇒2019年度の市町村民税所得割額により保育料を算定

(2) 市町村民税所得割額は、「市民税・県民税課税証明書」や「給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」等の市民税（県民税部分は除く）の所得割額欄の金額から確認いただけます。（※住宅借入金等特別控除等の税額控除がある場合は、加算する必要があります。）

(3) 市民税所得割額は、確定申告又は住民税申告を行わないと額が確定しないため、必ず申告をしてください。未申告の状態が続くと、保育料を最高階層とする場合があります。

(4) 病気その他の理由で、幼稚園等を休園した場合でも、利用者負担額に変更はありません。また、休園期間中であっても保育料をご納付いただく必要があります。

(5) 退園される場合は、保育料も月割（又は日割り）になります。退園日が決まり次第、お早めに、利用施設及び市役所保育サポート課へご連絡ください。

※下記記載内容については、幼稚園保育料無償化の実施に伴い見直されることがあります。（P13参照）

2. 新制度へ移行していない園の保育料

新制度へ移行していない園へ入園された場合、各月の保育料は各幼稚園で決めることとなります。詳細は、各園へお問い合わせください。

※下記記載内容については、幼稚園保育料無償化の実施に伴い見直されることがあります。(P13参照)

3.保育料の減免について（新制度移行幼稚園又は認定こども園のみ）

新制度へ移行している園又は認定こども園を利用している低所得の世帯のうち、以下の項目に該当する方は保育料の減免があります。

●対象世帯

- ① 多子世帯
- ② 要保護世帯等（ひとり親・障害・生活保護世帯等）

①多子世帯の減免

■市民税所得割課税額77,100円以下の世帯の減免

対象者		減免後の保育料	
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の市民税所得割額の合算が77,100円以下の世帯 ・新制度移行幼稚園及び認定こども園を利用している児童に兄・姉（年齢制限なし。ただし生計を一にしている者に限る）がいる 		兄・姉を含め 第2子	兄・姉を含め 第3子
第2階層	市民税が非課税又は市民税所得割額が非課税（均等割のみ）の世帯	保育料 0円	保育料 0円
第3階層	市民税所得割額が77,100円以下の世帯	月額保育料の半額	

【手続き】

提出書類は特にごさいません。保育料算定時に自動算定いたします。

②要保護世帯等の減免

■市民税所得割額が77,100円以下で、保護者又は保護者と同一の世帯の方が、以下に該当する世帯の減免

【対象世帯】

- <1> 配偶者のいない世帯で、現に児童を扶養している
- <2> 身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者手帳 の交付を受けた者及び特別児童扶養手当、国民年金の障害者基礎年金の受給者（在宅の者に限る）
- <3> その他要保護世帯等に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

対象者		減免後の保育料		
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の市民税所得割額の合算が77,100円以下の世帯 ・新制度移行幼稚園及び認定こども園を利用している児童に兄・姉（年齢制限なし。ただし生計を一にしている者に限る）がいる 		兄・姉を含め 第1子	兄・姉を含め 第2子	兄・姉を含め 第3子
第2階層	市民税が非課税又は市民税所得割が非課税（均等割りのみ）となる世帯	月額 0円	月額 0円	月額 0円
第3階層	市民税所得割が77,100円以下の世帯	月額 3,000円		

【手続き】

減免申請書並びに必要な書類を提出いただきます。該当する場合は、保育サポート課支給認定担当へご連絡ください。申請書を提出いただいた後、申請内容判定の上、決定いたします。

※下記記載内容については、幼稚園保育料無償化の実施に伴い見直されることがあります。(P13参照)

【4】 幼稚園の補助金について

(1) 新制度へ移行している園

和光市特定教育施設入園料等補助金

● 対象者

- ① 満3歳～5歳（1・2号認定）の保護者で前年の所得申告が済んでおり、保育料の滞納がない方
（満3歳児とは、満3歳に達した幼児が、翌年の4月を待たずに年度の途中から対象施設に入園している場合を指します。）
 - ② 1号認定又は2号認定の子どもが、新制度へ移行した幼稚園又は認定こども園で教育を受けている方
- ※ 入園料補助については、0歳～2歳（3号認定）の子どもが認定こども園に入園した場合で、入園料が生じる場合は、補助対象となります。

● 補助対象額

	入園料補助	保育料補助
生活保護世帯	年額 35,000円	2,000円/月 (24,000円/年)
市民税所得割が非課税（均等割のみ）となる世帯		
市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	年額 15,700円	
市民税所得割課税額が221,200円以下の世帯		
市民税所得割課税額が221,200円を超える世帯	年額 12,000円	

※ 入園料補助は原則一人一回のみです。在園の施設から、入園日及び支払い済み入園料の額について証明をいただきますので、ご了承ください。

※ 年度の途中入園でも補助対象ですが、入園日において、和光市に住民票があることが必要です（他市在住時に入園し、その後和光市に転入され、継続して同じ園に通う場合は、入園料補助の対象外です）。

※ 利用者負担額（保育料）は、市で定めた料金から上限2,000円を差し引いた額で、各施設が毎月徴収しております。差額2,000円について市から施設へ支払うことで、利用者負担額補助となります。

※ 年度途中入退園の場合は、月割り支給となります。

● 申請方法

申請書（各施設を通じて配布）に必要事項を記入し、各施設提出。

※下記記載内容については、幼稚園保育料無償化の実施に伴い見直されることがあります。(P13参照)

(2) 新制度へ移行していない園

就園奨励費補助金（国庫補助金）

● 対象者

和光市に住民登録がある世帯で、満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児を私立幼稚園（学校教育法の規定による認可幼稚園）に就園させ前年の所得申告が済んでいる保護者。

（満3歳児とは、3歳に達した幼児が翌年の4月を待たずに、年度途中から私立幼稚園に入園している園児のことです。）

● 申請方法

申請書（各施設を通じて配布）に必要事項を記入し、各施設へ提出。

● 補助対象額

<< 補助額表 >>							単位：年額	
【階層区分】 園児の属する世帯 全員の所得割課税 額は合算されます	【A】 ①兄・姉がない場合 ②兄・姉が幼稚園児の場合			【B】 兄・姉に小学校1～3年生までの 児童がいる場合				
	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降		
①生活保護受給世帯	308,000			—	308,000	308,000		
②市民税が非課税 又は市民税所得割 が非課税(均等割の み)となる世帯	272,000	308,000	308,000	—	308,000	308,000		
③市民税所得割が 77,100円以下の 世帯	187,200	247,000	308,000	—	247,000	308,000		
④市民税所得割が 211,200円以下 の世帯	62,200	185,000	308,000	—	185,000	308,000		
⑤上記区分以外の 世帯	対象外	154,000	308,000	—	154,000	308,000		

※市町村民税所得割課税額は住宅借入金等特別控除を適用する前の額とします。

- 年度の途中での入退園、休園の場合は、月割支給となります。
- 保護者が幼稚園に支払った入園料・保育料の合計額が補助金額を下回る場合は、支払額が補助金の限度額となります。
- 上記階層区分が④・⑤の世帯は、小学校3年までの子ども数になります。
- 上記階層区分が①から③までの世帯は、小学校3年までの子ども数の制限はありません。

● ひとり親等の世帯の特例

就園奨励費補助金の階層区分が②、③の世帯で、ひとり親等に該当された場合は、就園奨励費補助金が次の金額になります。

＜＜ 補 助 額 表 ＞＞				
園児の属する世帯全員の所得割課税額は合算されます		第1子	第2子	第3子以降
階層区分	②	市民税が非課税又は市民税所得割が非課税(均等割のみ)となる世帯		
	③	市民税所得割が77,100円以下の世帯		
		年額	一律 308,000円	
		年額 272,000円	年額 308,000円	

※ひとり親世帯等とは、保護者または、保護者と同一世帯の方が、以下に該当する世帯です。

- (ア) 配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
- (イ) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳の交付を受けた者及び特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者
- (ウ) その他要保護世帯に準する程度に困窮していると認められる世帯

和光市幼稚園児保護者補助金（市単独補助金）

● 対象者

学校教育法の規定による認可幼稚園に就園させ前年の所得申告が済んでいる保護者。

継続して和光市に住民登録がない方は対象となりません。

(2019年度申込の場合、2018年1月1日～2018年12月31日の期間、転入転出等異動がないこと)

● 補助対象額

入園料補助金 (入園年度のみ)	生活保護受給・市民税非課税又は市民税所得割が非課税(均等割のみ)世帯	35,000円
	市民税所得割課税額が211,200円以下の世帯	15,700円
	市民税所得割課税額が211,200円を超える世帯	12,000円
保育料補助金	一律 年額 24,000円	

【5】 幼稚園の預かり保育について（平日・長期休業期間中の預かり）

幼稚園では、通常の預かり時間とは別に、預かり保育を実施している園があります。

就労、通院、冠婚葬祭等で通常の預かり保育を超えて指定の時間までお子様をお預かりすることが可能です。

また、長期休業期間中（夏休み・冬休み・春休み）の預かりを実施している園があります。別途料金がかかる場合があります。

預かり保育の詳細については、施設案内又は各園へお問い合わせください。

【6】 幼稚園の保育料無償化について

3歳から5歳までの子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化される予定です。

実施時期は、2019年10月1日から実施を目指すこととされております。

無償化についての具体的な手続き等の詳細については、現在国において検討が行われているところです。別添内閣府 HP 掲載のチラシを参照してください。



©和光市

保育所・小規模保育事業所 の利用について

2019年度保育実施年齢早見表	
クラス	生年月日
0歳児	2018年4月2日～
1歳児	2017年4月2日～2018年4月1日
2歳児	2016年4月2日～2017年4月1日
3歳児	2015年4月2日～2016年4月1日
4歳児	2014年4月2日～2015年4月1日
5歳児	2013年4月2日～2014年4月1日

【1】 申込期限

(1) 市内認可保育所及び地域型保育事業所の利用申込期間

入園希望月	申込み期間	結果発送予定日
2019年4月 一次受付	2018年11月1日(木)～11月17日(土) 平日 9:00～16:30 ●夜間受付日 2018年11月15日(木) 16:30～20:00 ●土日受付日 2018年11月 4日(日) 9:00～16:00 2018年11月17日(土) 9:00～12:00 ●受付場所 市役所5階 504会議室	2019年1月31日 (木) 発送予定 ※お電話でのお問い合わせは 2月1日(金) 13:00以降受付いたします。
2019年4月 二次受付	2018年11月19日(月)～2019年2月20日(水) ●受付場所 市役所1階保育サポート課窓口	2019年3月12日 (火) 発送予定 ※お電話でのお問い合わせは 3月13日(水) 13:00以降受付いたします。

申込み締切日【締切日厳守】

入園月	申込み期間	結果発送日
2018年12月	2018年 9月21日(金)～2018年10月19日(金)	2018年11月中旬
2019年 1月	2018年11月 1日(木)～2018年11月16日(金) ※2019年4月入所申込を同時に行う場合、 2018年11月1日(木)から受付が可能	2018年12月中旬
2019年 2月		
2019年 3月		
2019年 4月	上記のとおりです	上記のとおりです
2019年 5月	2019年 2月21日(木)～2019年 3月20日(水)	2019年4月中旬
2019年 6月	2019年 3月22日(金)～2019年 4月19日(金)	2019年5月中旬
2019年 7月	2019年 4月20日(土)～2019年 5月20日(月)	2019年6月中旬
2019年 8月	2019年 5月21日(火)～2019年 6月20日(木)	2019年7月中旬
2019年 9月	2019年 6月21日(金)～2019年 7月19日(金)	2019年8月中旬
2019年10月	2019年 7月20日(土)～2019年 8月20日(火)	2019年9月中旬
2019年11月	2019年 8月21日(水)～2019年 9月20日(金)	2019年10月中旬
2019年12月	2019年 9月21日(土)～2019年10月18日(金)	2019年11月中旬
2020年 1月	2019年10月19日(土)～2019年11月15日(金)	2019年12月中旬
2020年 2月		
2020年 3月		

(2) 申込にあたっての注意事項

- ① 郵送での申込はできません。
- ② **【2019年1月・2月・3月入所申込】と【2019年4月入所申込】**を同時に申込を行う場合、申請書類は【2019年1月・2月・3月入所申込】一式と【2019年4月入所申込】一式それぞれ必要になります
- ③ 市外からの申込の場合はP.22「市外から和光市の保育所を申し込む場合」をご参照ください。

【2】 申込みに必要な書類

次の「Ⅰ」・「Ⅱ」・「Ⅲ」に該当する書類をご提出ください。

「Ⅰ」 入所申込必要書類

入所申込に必要な書類は次の①～⑦は、必ずご提出ください。

- ① 教育・保育給付支給認定（変更）申請書
- ② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所利用申込書
- ③ 別紙 利用調整希望施設（第6希望以降の希望園がある場合は、ご提出ください。）
- ④ 家庭状況票
- ⑤ 確認同意書
- ⑥ 事前確認事項
- ⑦ マイナンバーを確認できる書類（世帯全員分）
 - （1）「マイナンバー確認書類」と（2）「本人確認書類」をお持ちください。

マイナンバー確認書類一覧

必要書類			
（1）マイナンバー確認書類	個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	いずれか1点	世帯全員分
（2）本人確認書類	個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等	いずれか1点	来庁者のみ
	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等	いずれか2点	

※番号確認と本人確認が併せてできるのは、個人番号カードのみです

「Ⅱ」 保育を必要とする状況を証明する書類

保育を必要とする状況を証明する書類として次の①～⑨の保護者の状況に応じた必要書類をご提出ください。

※保護者それぞれの書類が必要です。

※保育を必要とする状況が複数ある場合はそれぞれの書類の提出が必要です。

※2019年4月1日時点で、18歳以上65歳未満の同居の世帯員がいる場合は、その方の保育を必要とする状況を証明する書類が必要となります。

※学童クラブと併願する場合で、次の①・②・⑥・⑨に該当する場合は、学童クラブ申請時にコピー提出可。

保護者の状況	必要書類	備考	チェック欄	
			父	母
①就労 (育休中の方含む)	①就労(予定)証明書(必須) シフト勤務の方のみ(必須)↓ ②直近4週間の就労実績表又はシフト表を3か月分	①は必須 ※就労証明書の有効期間は、申請日より3か月以内の証明日が有効となります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②就労 (自営業・個人事業主)	①就労(予定)証明書(必須) ②直近の確定申告書の写し ③営業許可証 ④会社登記簿謄本 ⑤その他営業の事実が確認できる書類 シフト勤務の方のみ(必須)↓ ⑥直近4週間の就労実績表又はシフト表を3か月分	①は必須 ※就労証明書の有効期間は申請日より3か月以内の証明日が有効となります。 ②～⑤はいずれか一つ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③妊娠出産	①出産予定表 ②母子手帳の写し(氏名記載箇所及び出産予定日の記載箇所)	①と②はともに必須	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④傷病	保育の要否に係る診断書(保護者用)	和光市指定様式に限ります。 ※原則、診断書の有効期間は、申請日より3か月以内の証明日が有効となります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤障害	①身体障害者手帳(4級以上)の写し ②精神障害者保健福祉手帳(3級以上)の写し ③療育手帳(C以上)の写し ④保育の要否に係る診断書(保護者用)	①～④のいずれか一つ ※原則、診断書の有効期間は、申請日より3か月以内の証明日が有効となります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥介護	①介護状況申告書(必須) ②被介護者の診断書 ③身体障害者手帳の写し又は精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し ④介護保険証の写し ⑤重度心身障害者医療費受給者証の写し ⑥入院計画書	①は必須 ②～⑥については該当するものすべて提出が必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦災害復旧	災害復旧に従事していることが証明できる書類等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧求職活動	①求職活動申告書 ②ハローワークカードの写し ③雇用保険受給資格者証の写し	②～③は該当するものすべて提出が必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨就学	①在学証明書(合格通知の写し)※ ₁ ②時間割表等※ ₂	①と②は必須 ※ ₁ 学生証の写しでも可 ※ ₂ 就学している曜日・時間がわかる書類。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

《Ⅲ》 優先保育・保育の必要性の基準の調整に必要な書類

次の（a）及び（b）の各項目に該当する場合のみ必要書類をご提出ください。

（a）優先保育

次の①～⑦の優先保育の事由に該当する場合に必要な書類は以下のとおりです。
該当する場合のみ必要書類をご提出ください。

優先保育の事由	必要書類	備考	チェック欄
①ひとり親家庭	①ひとり親であることの申立書 ②ひとり親家庭等医療費受給者証 ③戸籍謄本※1 ④調停期日通知書等の写し※2 ⑤離婚協議中であることがわかる書類の写し（弁護士との契約書等）※3 ⑥離婚裁判関係書類の写し※4	①と②は必須 ③～⑥については該当する書類をご提出ください。 ※1 離婚している場合 ※2 離婚調停中の場合 ※3 離婚協議中の場合 ※4 離婚裁判中の場合	□
②生活保護世帯で就労により自立が見込まれる世帯	①ハローワークカードの写し		□
③生計維持者の失業	①離職証明書や離職票の写し		□
④児童の障害	①身体障害者手帳（4級以上）の写し ②精神障害者保健福祉手帳（3級以上）の写し ③療育手帳（C以上）の写し ④保育の実施に係る意見書（児童用）	①～④該当するものすべて提出が必要	□
⑤育児休業	①育児休業証明書	※就労（予定）証明書に育児休業期間の記載のない場合のみ提出が必要	□
⑥市内認可保育所にて勤務する保育士	①就労（予定）証明書 ②保育に従事する誓約書 ③保育士資格証等の写し	①～③は必須 ※就労（予定）証明書については、市内認可保育所にて勤務する場合に限り優先保育の基準に該当する。	□
⑦家庭保育室・認可外保育施設・一時保育室等有償で保育を受けている	①保育室等在室証明書	※複数の預け先を利用している場合は、それぞれの事業所の証明書が必要。 ※1日4時間以上かつ月12日以上利用し、就労している方（育児休業中の方は対象外）	□

(b) 保育の必要性の基準の調整

次の①～②の保育の必要性の基準の調整事由に該当する場合に必要な書類は、以下のとおりです。該当する場合のみ必要な書類をご提出ください。

調整事由	必要書類	備考	チェック欄
① 18歳以上65歳未満の同居の親族等がいる世帯	①同居親族等の保育を必要とする状況を証明する書類	P.17・18<II>を参照し同居の親族等の該当する事由により必要な書類をご提出ください。	<input type="checkbox"/>
②市外から和光市へ転入予定で申込を行う場合	①転入誓約書 ②転入先住所がわかる書類の写し(売買契約書・賃貸借契約書等)	①と②は必須 ②について申込締切日までに提出がない場合は、保育の必要性の基準の調整に該当するものとします。	<input type="checkbox"/>

【3】 利用調整（審査）について

利用調整（審査）は、和光市保育の必要性の認定に関する条例及び条例施行規則に基づき、入園可能者の調整を行うものです。

保育の必要性を指数化し、保育の必要性の指数の高い方から希望順位ごとに利用調整を行うことを基本とし、世帯状況等を総合的に勘案し子ども・子育て支援会議支給認定審査部会の合議により審査しています。

また、希望順位を参考にするのは第5希望までとなります。第6希望以降の希望園については、希望順位は問わず希望園の中で利用調整を行います。

① 利用調整の優先順位

和光市民※ > 市外在住市内在勤者 > 市外在住市外在勤者
※ 転入予定者・転園者を含みます

② 利用調整の基本イメージ（参考例）

例1：a園の1枠とd園の1枠の利用調整の場合（その他の園に空きがない場合）

申請者	指数	第一希望	第二希望	第三希望	第四希望	第五希望	入所決定園
Aさん	60点	a園	c園	d園	e園	b園	a園
Bさん	60点	b園	c園	a園			不承諾
Cさん	58点	a園	c園	d園	e園	b園	d園
Dさん	57点	d園					不承諾

※その他の申請者の申請状況（世帯状況等）を総合的に勘案し支給認定審査部会の合議において審査するものとします。

例2：a園の1枠の利用調整の場合（その他の園に空きがない場合）

申請者	指数	第一希望	第二希望	第三希望	第四希望	第五希望	入所決定園
Aさん	60点	a園	c園	d園	e園	b園	a園
Bさん	60点	b園	c園	a園			不承諾
Cさん	60点	a園	c園	d園	e園	b園	不承諾
Dさん	57点	d園					不承諾

⇒AさんとCさんで指数が同点かつ希望順も同じとなっている場合、AさんとCさんの申請状況（祖父母・兄弟児・勤務先等）について、総合的に勘案し支給認定審査部会の合議において審査するものとします。

【4】 和光市外の保育所を申し込む場合

和光市民又は和光市を転出予定の方が、和光市以外の保育所への入所申込を行う場合、以下の点にご注意の上お手続きください。

① 申込期限

各自治体により申込期限が異なるため、当該自治体の申込期限に合わせて申込を行ってください。申込期限締切の約10日前までにお申込ください。
申込期限については、事前に当該自治体にご確認ください。

② 申込窓口

市外の保育園を申込する場合、和光市役所保育サポート課窓口にてお申込みください。（転出予定の方も同様に住民登録の異動前に申し込む場合は和光市保育サポート課窓口にて申込が必要となります）

申込受付後、和光市から当該自治体へ申込書類一式を送付いたします。

③ 申込に必要な書類

申込に必要な書類は各自治体で異なります。必要書類は事前に当該自治体にご確認ください。

④ 和光市の保育所と市外の保育所を併願する場合

和光市の保育所入所申込と市外の保育所入所申込をそれぞれに行ってください。希望については、和光市と市外の保育所を混ぜてご記入ください。

（例：第1希望 A園（和光市）、第2希望 B園（和光市）、第3希望 C園（市外）、第4希望 D園（市外）、第5希望 E園（和光市）・・・）

⑤ 受託制限について

自治体により、市外からの申込を制限している場合がございます。詳細については事前に当該自治体にご確認ください。

(例：在勤又は転入予定でない方の0歳児の入所申込は受け付けない。在勤又は転入予定でない方の公立の保育所への入所申込は受け付けない等)

⑥ 利用調整について

和光市外の保育所の利用調整は各自治体において各自治体の基準にて行われます。

⑦ 市外へ転出される場合

市外へ転出される場合は、申請取り下げ手続きが必要となります。転出手続きの際に市役所1階保育サポート課の窓口にお立ち寄りください。

【5】 市外から和光市の保育所を申し込む場合

和光市へ転入予定の方、市外在住の方が和光市の保育所の申込を行う場合は、以下の点にご注意ください。

① 申込期限

和光市の保育所入所申込期限を厳守してください。(P.15参照)
他自治体の郵便事情があるため余裕をもってご申請ください。

② 申込窓口

住民登録のある自治体の保育所担当窓口にてお申込ください。
転入予定で申込をした方は、和光市へ転入後、和光市役所保育サポート課窓口にてお手続きがございますのでお立ち寄りください。

③ 申込に必要な書類

全て和光市様式にてご提出ください。必要な書類は(P.17参照)
必要な書類は和光市ホームページよりダウンロードが可能となります。

●転入予定の方の場合

和光市へ転入予定の方は、以下の書類が必要となります。すべて揃わない場合は、保育の必要性の基準の調整に該当し、減点となりますのでご了承ください。

① 転入誓約書

② 転入先住所がわかる書類の写し(売買契約書・賃貸借契約書等)

④ 和光市の保育所と和光市外の保育所を併願する場合

和光市の保育所入所申込と市外の保育所入所申込をそれぞれに行ってください。希望の保育園については、和光市と市外の保育所を混ぜてご記入ください。

(例：第1希望 A園(和光市)、第2希望 B園(和光市)、第3希望 C園(市外)、第4希望 D園(市外)、第5希望 E園(和光市)・・・)

⑤ 受託制限について

和光市では、和光市に住民登録がある方を優先して利用調整を行います。そのため市外の方の申込については、以下のとおり一定の制限を行います。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

受託制限区分

申込区分 / 希望園	公設保育所	民設保育所
転入予定者	可	可
市内在勤者	可	可
上記以外の市外在住者	不可	可 ※1

※1 0歳児クラスの申込は不可。

※1 兄弟児がすでに在園している場合を除く。(2019年度に限る)

⑥ 利用調整について

利用調整については、P.20参照ください。

また、和光市へ転入予定の方は、転入誓約書及び転入先住所がわかる書類(売買契約書・賃貸借契約書の写し等)の提出により和光市民と同様に取り扱いいたします。申込締切日までにすべて揃わない場合は、保育の必要性の基準の調整に該当し、減点となりますのでご了承ください。

⑦ 転入後の手続きについて(転入予定で申込した方のみ)

和光市へ転入後、必要な手続きがございますので和光市役所保育サポート課窓口にお立ち寄りください。また、入所開始月の1日までに和光市にて住民登録手続きを行っていただき、保育サポート課にて必要なお手続きを行っていただきますようお願いいたします。手続きが確認できない場合は入所取消・退園となりますのでご注意ください。

※下記記載内容については、保育料無償化の実施に伴い見直されることがあります。(P49参照)

【6】 利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は、世帯の所得の状況等を勘案し、**国が定める水準を上限として市が定める**こととなっており、利用者負担額の階層区分は、**市町村民税所得割額**に基づき決定されます。

4月から8月までの保育料は、**保育を利用する年度の前年度の市町村民税所得割額**により、9月から3月までの保育料は、**保育を利用する年度の市町村民税所得割額**により決定します。

例：2019年4月～8月⇒2018年度の市町村民税所得割額により保育料を算定

2019年9月～2020年3月⇒2019年度の市町村民税所得割額により保育料を算定

※年齢は、当該年度の4月1日現在の年齢（年度の途中で年齢が上がっても、4月1日の年齢で保育料を算出します。）

※保育園・小規模保育事業所、市内・市外圏に関わらず、和光市において支給認定を受けた方は、下記の和光市の基準により保育料を算出します。

世帯階層区分		利用者負担額（月額）						
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
階層	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第2階層	市町村民税所得割額が0円の世帯	7,200円	7,080円	4,800円	4,720円	4,800円	4,720円	
第3階層	第1階層及び第2階層に該当する世帯を除き、市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割額 48,600円未満	15,600円	15,330円	13,200円	12,980円	13,200円	12,980円
第4階層		市町村民税所得割額 97,000円未満	24,000円	23,590円	21,600円	21,230円	21,600円	21,230円
第5階層		市町村民税所得割額 133,000円未満	32,040円	31,500円	29,880円	29,370円	29,880円	29,370円
第6階層		市町村民税所得割額 169,000円未満	35,600円	34,990円	33,200円	32,640円	33,200円	32,640円
第7階層		市町村民税所得割額 235,000円未満	43,920円	43,170円	36,000円	35,390円	35,000円	34,410円
第8階層		市町村民税所得割額 301,000円未満	48,800円	47,970円	45,000円	44,240円	35,000円	34,410円
第9階層		市町村民税所得割額 349,000円未満	57,600円	56,620円	45,000円	44,240円	35,000円	34,410円
第10階層		市町村民税所得割額 397,000円未満	64,000円	62,910円	45,000円	44,240円	35,000円	34,410円
第11階層		市町村民税所得割額 397,000円以上	83,200円	81,790円	45,000円	44,240円	35,000円	34,410円

※市町村民税所得割額は、「市民税・県民税課税証明書」や「給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」等の**市民税**（県民税部分は除く）の**所得割額欄**の金額から確認いただけます。（※住宅借入金等特別控除等の税額控除がある場合は、控除前の税額で計算する必要があります。）

※市民税所得割額は、確定申告又は住民税申告が未申告の場合、保育料が算定できないため必ず申告を行ってください。未申告の場合、保育料を最高階層とする場合があります。

※病気その他の理由で、保育園等をお休みした日があった場合でも、利用者負担額に変更はありません。また、休園期間中であっても保育料をご納付いただく必要があります。
 ※未婚のひとり親の方は、寡婦控除のみなし適用が生じる場合があります。別途申請が必要となりますので、保育サポート課へお問い合わせください。
 ※2018年1月1日時点で指定都市に居住されていた場合、税源移譲に係る対応として、市民税所得割額を税源移譲前の市民税率で算定します。

同居親族がいる場合

同居の親族がいる以下の(1)又は(2)に該当する場合は、生計中心者を同居親族(保護者の直系血族及び兄弟姉妹に限る)とみなし、保護者の市町村民税所得割額に合算して保育料を算定します。

- (1) 父、母いずれもが非課税又は収入103万円未満
- (2) ひとり親世帯で収入103万円未満

～(参考)利用者負担額(保育料)を決めるにあたって～

和光市の利用者負担額(保育料)は、国が定める各階層に応じた徴収限度額に、8割を乗じて得た数を各階層の保育標準時間徴収額としています。⑤、⑥、⑦の階層については、2分割し、下位の階層については国階層徴収限度額に7割2分を乗じて得た数を徴収額としています。

保育短時間においては、保育標準時間の徴収額から公定価格※における標準時間と短時間の価格差1.7%を減じて得た数を徴収額としています。

なお、利用者負担額は、3年ごとに見直しを行います。

《国が定める上限額は下記のとおりです。》

世帯階層区分	利用者負担額(月額)					
	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円	16,500円	16,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円	101,000円	99,400円

※公定価格とは：子ども一人当たりの保育に通常要する費用のこと

※下記記載内容については、保育料無償化の実施に伴い見直されることがあります。(P49参照)

【7】 利用者負担額（保育料）助成について

和光市では、平成27年4月に行った利用者負担額（保育料）の改正に併せて、多子、生活困窮等の事由により、経済的な負担の軽減を図ることが必要な支給認定保護者（以下「保護者」）に、以下のとおり利用者負担額助成を実施します。なお、当該助成は、利用者負担額の見直しとともに、3年ごとに見直しを行います。

①多子世帯利用者負担額助成

対象者	以下の全てを満たす子どもの保護者 ※既に多子軽減等で利用者負担額が無料である場合は除く ①保護者の子どもが3人以上同居している世帯に属すること。 ②第3子以降の子どもであること。（第1子・第2子の年齢不問） ③保育を利用する年度の4月1日時点で、3歳未満の子どもであること。 ④保育園・認定こども園・小規模保育事業所において保育を利用している子どもであること。
助成額	保護者が負担する第3子以降の保育園・認定こども園・小規模保育事業所の利用に係る利用者負担額全額

②生活困窮世帯利用者負担額助成

対象者	利用者負担額が第2階層及び第3階層に該当する子どもの保護者 ※多子世帯利用者負担額助成に該当する場合を除く ※ひとり親世帯等の減免を受けている場合を除く																							
助成額 (月額)	下記の表のとおり。階層、年齢、保育必要量の認定により助成額が異なります。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">階層</th> <th colspan="4">年齢及び認定</th> </tr> <tr> <th colspan="2">3歳未満</th> <th colspan="2">3歳以上</th> </tr> <tr> <th>標準認定</th> <th>短時間認定</th> <th>標準認定</th> <th>短時間認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>6,200円</td> <td>6,080円</td> <td>3,800円</td> <td>3,720円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>5,500円</td> <td>5,230円</td> <td>3,100円</td> <td>2,880円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年齢は保育を利用する年度の4月1日時点の年齢です。 ※多子軽減（第2子半額）の適用を受けている場合は、助成額も半額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）になります。</p>	階層	年齢及び認定				3歳未満		3歳以上		標準認定	短時間認定	標準認定	短時間認定	第2階層	6,200円	6,080円	3,800円	3,720円	第3階層	5,500円	5,230円	3,100円	2,880円
階層	年齢及び認定																							
	3歳未満		3歳以上																					
	標準認定	短時間認定	標準認定	短時間認定																				
第2階層	6,200円	6,080円	3,800円	3,720円																				
第3階層	5,500円	5,230円	3,100円	2,880円																				

※利用者負担額（保育料）の負担について

①②のいずれの助成についても、一度保育料を納付いただいた上で、後日申請いただき、助成するものです。利用当初より保育料が無料又は減額されるものではありません。

※申請について

利用者負担額（保育料）助成については、申請が必要となります。助成にあたり、保育料の滞納がないことが要件となります。入所決定後、対象の世帯へ市より申請書類を送付いたします。申請書等を受理後、滞納の有無等助成の可否について、判定の上、助成いたします。

※下記記載内容については、保育料無償化の実施に伴い見直されることがあります。(P49参照)

【8】 利用者負担額（保育料）の減免制度について

和光市では、多子世帯・要保護世帯等（ひとり親・障害・生活保護世帯等）に対して、利用者負担額の減免制度を行っております。

減免内容によっては、別途、減免申請書並びに必要な書類を提出いただきます（次頁（3）等に当たる場合）。該当する場合は、保育サポート課支給認定担当へご連絡ください。申請書等を郵送いたします。申請書等を受理後、減免の可否について判定のうえ、減免適用いたします。

（1）多子世帯の減免

対象者	幼稚園（文部科学省の認可を受けている施設に限る）・特別支援学校の幼稚部・医療型発達支援施設等、又は保育所・小規模保育事業所に通園している兄・姉がいる
減免額	幼稚園・保育所・小規模保育事業所を利用している児童で、対象者から数えて 第2子：半額 第3子：無料
提出書類	
幼稚園等を利用している児童がいる場合は、「幼稚園等在籍申告書」を市役所保育サポート課まで提出（郵送可）してください。	

※「幼稚園等在籍申告書」は、市役所窓口を設置しております。又、市HPにも様式を掲載しておりますので、ご利用ください。

（2）多子世帯で市民税所得割課税額57,700円未満の世帯の減免

対象者		<ul style="list-style-type: none"> 保護者の市民税所得割額の合算が57,700円未満の世帯 保育所、小規模保育事業所等を利用している児童に兄・姉（年齢制限なし。ただし生計を一にしている者に限る）がいる 	
		減免後の保育料	
		第2子（兄・姉を含め）	第3子（兄・姉を含め）
第2階層	市民税が非課税又は市民税所得割額が非課税（均等割のみ）の世帯	保育料 0円	保育料 0円
第3階層	市民税所得割額が48,600円未満の世帯	月額保育料の半額	
第4階層	市民税所得割額が57,700円未満の世帯		

※提出書類は特にございませぬ。保育料算定時に自動算定いたします。

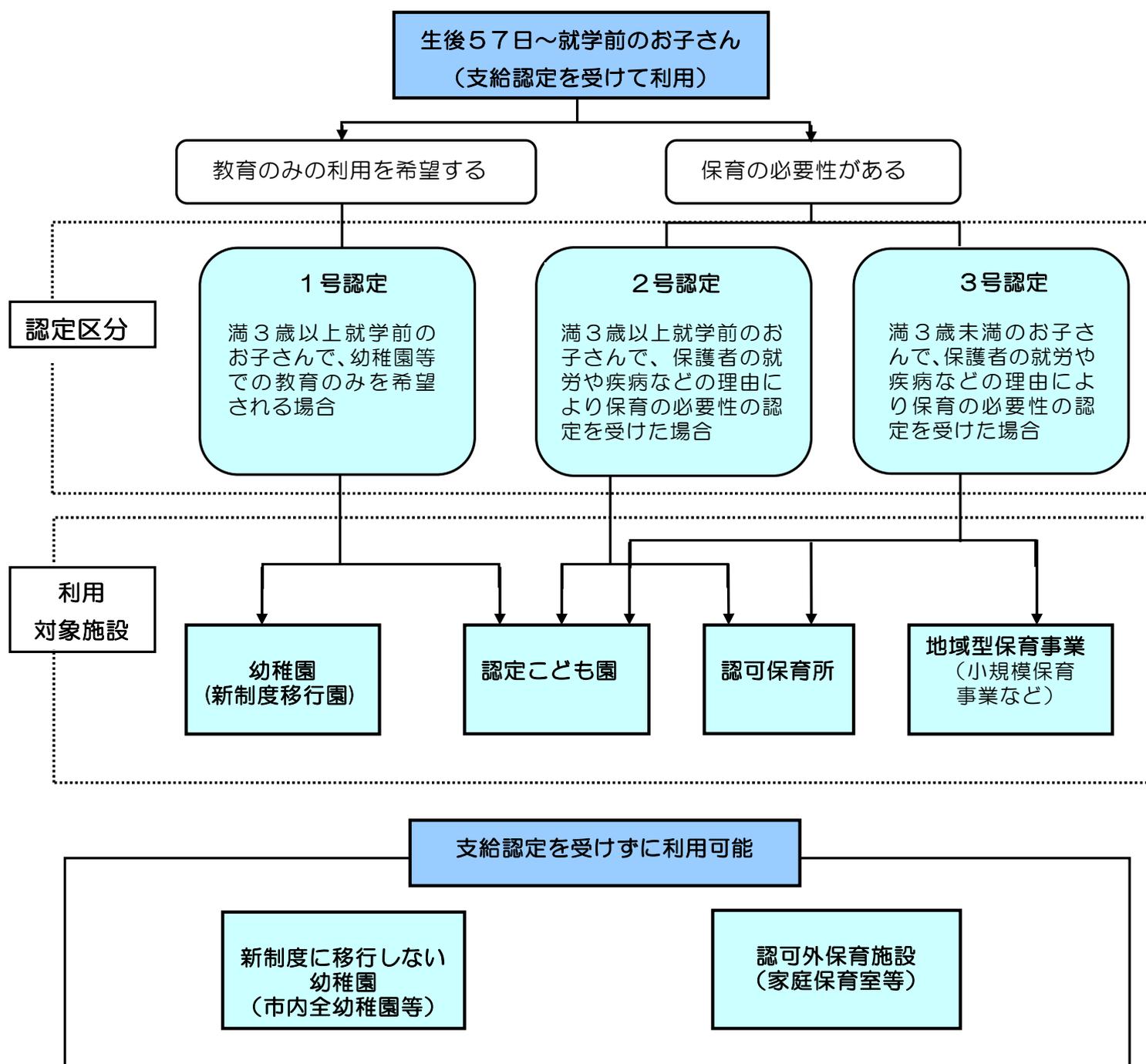
(3) 要保護世帯等の減免

対象者		減免後の保育料		
		第1子(兄・姉を含め)	第2子(兄・姉を含め)	第3子(兄・姉を含め)
		第2階層	市民税が非課税 又は市民税所得 割が非課税(均等 割のみ)となる世 帯	月額 0円
第3階層	市民税所得割が 48,600円未 満の世帯	2号認定(満3歳以上) 月額6,000円	月額 0円	月額 0円
		3号認定(満3歳未満) 月額9,000円		
第4階層	市民税所得割が 77,101円未 満の世帯	2号認定(満3歳以上) 月額6,000円		
		3号認定(満3歳未満) 月額9,000円		

【9】 教育・保育の支給認定について

施設型給付・地域型保育給付対象施設（事業）の利用を希望する際には、お子さんの年齢や保育の必要性などに応じた「支給認定」を受ける必要があります。保護者からの申請を受けて、市は客観的基準に基づき、下記の様な区分を判定し、「支給認定証」を発行します。

【3つの認定区分】



【保育の必要性の認定】

保育所・認定こども園（保育部分のみ）・地域型保育事業所（以下「保育所等」とする。）の利用を希望する場合には、「保育を必要とする子ども」であるという、「保育の必要性の認定」（2号認定または3号認定）を受ける必要があります。

【保育の必要性の基準について】

① 保育の必要性の認定事由及び認定期間

和光市では、就学前の子どものうち、その保護者のいずれもが、次に掲げるいずれかの事由に該当するとき、「保育を必要とする子ども」として認定します。

事由	概要	認定期間
① 就労	1か月当たり48時間以上の労働に従事しており、かつ、1日4時間以上、月12日以上就労していること	左記に該当する間
② 妊娠	妊娠していること	妊娠している間
③ 出産	出産前後であること	出産月と、出産をした日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
④ 疾病	保護者が医師の診断により1か月以上の治療を要する疾病又は負傷の状態であり、かつ、保護者が自ら保育を行うことが困難な状態にあること	左記に該当する疾病・負傷にあって、医師等の診断により治療に要する期間
⑤ 障害	次のいずれかに該当し、かつ保護者が自ら保育を行うことが困難な状態にあること (1) 身体障害者手帳の交付を受けている、又は4級以上の障害を有していること (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、又は3級以上の障害を有していること (3) 埼玉県療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けている、又はC以上の障害を有すること	左記に該当する間
⑥ 介護	次のいずれかに該当すること (1) 疾病若しくは負傷により常時寝たきりとなっている者又は重度心身障害者を自	左記に該当する間

	<p>宅において月12日以上介護していること</p> <p>(2) 疾病若しくは負傷している者又は重度心身障害者が通院・通所し又は入院するための付添いを1週当たり3日以上行っていること</p>	
⑦ 災害復旧	災害の復旧作業に従事していること	左記に該当する間
⑧ 求職活動	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>(1) 雇用保険法に規定する失業の状態にあり、基本手当の支給を受けていること。</p> <p>(2) 継続的に企業等の求人に応募している又は企業等が実施する雇用に関する説明を受けていること</p> <p>(3) 起業又は事業を継承するための準備を行っていること</p>	原則、事由発生日の翌日から2か月間
⑨ 就学	<p>次のいずれかに該当する施設において、1日4時間以上、かつ、月12日以上就学又は訓練をしている状態にあること</p> <p>(1) 学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これに準ずる教育施設</p> <p>(2) 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校又は特定求職者に対して職業訓練を行う施設</p>	左記に該当する間
⑩ 育児休業	育児休業に入る前に児童が在園していて、育児休業中に家庭で必要な保育を行うことが困難な状態にあること	<p>次に掲げる期間のうち、短い期間</p> <p>(1) 育児休業期間の終了日の属する月の末日までの期間</p> <p>(2) 育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の翌年度の4月30日までの期間</p>
⑪ その他	その他、保護者が保育できない事情がある場合	市長が認める期間

② 優先保育について

和光市では、保護者のいずれもが保育の必要性の認定事由に該当する場合で、かつ、保育を必要とする就学前の子どもが、次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、「優先的に保育を行う必要がある」と認めます。

事由	概要
① ひとり親	和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第2項に規定するひとり親家庭であること
② 生活保護	次のいずれかに該当する世帯 (1) 保護者が市の実施する就労支援を受けていること (2) 保護者が公共職業安定所に求職の申込みをしていること
③ 主たる生計維持者の失業	主たる生計維持者が失業し、速やかに就労することが必要な世帯に属していること
④ 虐待・社会的擁護	次のいずれにも該当しており、かつ社会的擁護が必要であること (1) 保護者から虐待を受けている（いた）ことがあり、和光市要保護児童対策地域協議会において情報の交換及び協議が行われていること (2) 市が虐待を受けた子ども及びその保護者に対し保護その他必要な支援を行っていること
⑤ 障害	次のいずれかに該当すること。ただし、保育所等で保育を受けることができる場合に限る (1) 身体障害者手帳の交付を受けている、又は4級以上の障害を有していること (2) 埼玉県療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けている、又はC以上の障害を有すること
⑥ 育児休業	保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定であること
⑦ 兄弟姉妹	兄弟姉妹が、保育を受けようとする保育所等において、保育を受けているまた受けようとする保育所等と同一であること
⑧ 地域型保育事業	次のいずれにも該当すること (1) 小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業による保育を受けていたこと (2) 保育を受けていた家庭的保育事業等を行う事業所の連携施設において保育を受けていたこと
⑨ 保育士	保護者のいずれかが保育士として市内の認可保育所等において、1年以上継続して保育に従事する場合
⑩ その他市長が認める事項	

【保育の必要量について】

市は、支給認定を行う際、「保育標準時間」・「保育短時間」いずれかの保育必要量の認定をすることとされています。（子ども・子育て支援法第20条第3項他）保育必要量とは、1か月の間に施設型給付や地域型保育給付等の支給対象として、その範囲の中で保育を利用することが可能な最大限の枠のことをいいます。

和光市では、下記の区分により、認定を行っています。

保育の必要量の事由		保育必要量の区分
就労	1月当たりの就労時間が120時間以上の場合	保育標準時間※
	1月当たりの就労時間が120時間未満の場合	保育短時間
妊娠・出産		保育標準時間 又は保育短時間
疾病、障害又は介護		保育標準時間 又は保育短時間
災害復旧作業		保育標準時間 又は保育短時間
求職活動		保育短時間
就学	1月当たりの就学又は訓練の時間が120時間以上の場合	保育標準時間※
	1月当たりの就学又は訓練の時間が120時間未満の場合	保育短時間
育児休業		保育短時間
特例		保育標準時間 又は保育短時間

※「就労」又は「就学」の場合で1月当たりの就労又は就学の時間が120時間以上の場合も、保護者が希望するときは、家庭状況等確認のうえ、保育短時間認定とすることができる。

保育必要量により、利用することができる保育の必要量（時間）が異なります。実際の保育時間は、入園後、就労時間等に基づき決定されます。

区分	1日あたりの利用（上限）
保育標準時間	11時間まで（7時～18時）
保育短時間	8時間まで（8時30分～16時30分）

【入所決定の流れ】

2号・3号認定に係る利用手続きについて
(保育所・認定こども園(保育部分のみ)・地域型保育事業所※を利用する場合)
※以下「保育所等」とします。

①施設見学等

施設を見学し、施設から保育の内容について説明を受けてください。
※見学をする場合は、必ず施設に電話等で事前予約をしてください。

②支給認定の申請(2号・3号認定申請)

保育サポート課支給認定担当へ、支給認定申請書と添付書類を提出してください。

※申請に必要な書類は、17ページ参照

住民票が和光市にない方は、住民登録がある自治体の保育担当窓口へ支給認定申請をしてください。(22ページ参照)

※②支給認定の申請と③利用申込みは、同時に行うことができます。

③利用申込書の提出

和光市在住の方 ※利用申込みに必要な書類は、17ページ参照

和光市内・和光市外の保育所等利用の申込み

⇒保育サポート課支給認定担当へ、利用申込書を提出してください。

④認定の審査・判定、及び利用調整(1次判定、2次判定)

市において、提出書類により、保育の必要性に関する項目について、基準指数により判定します。(1次判定)

保育の必要性及び優先度について勘案すべき事項等を2次判定で合議により審査・判定し、入園可能保育所等の利用調整を行います。2次判定は、和光市子ども・子育て支援会議において行います。

⑤支給認定証の交付

及び 利用調整結果の通知

保護者に認定の結果を通知します。

保護者及び施設・事業者利用調整の結果を通知します。

⑥入園説明会・面接

保育所等において、入所説明会及び面接を行います。

施設見学の際に確認してください

⑦入園・入所

ならし保育を行い、利用開始となります。(ならし保育の期間は施設や児童の状況により異なります。)

⑧保育料の決定

保育所に入所された場合、利用者負担額(保育料)の納付は、原則、口座振替を利用していただきます。(小規模保育事業所へ入所された場合、利用者負担額の納付は各施設に直接納付していただきます。)

【保育所入所申請中に申請内容に変更が生じた場合】

★申込み後から入所日までに以下のような変更があった場合には、それぞれ書類の提出が必要です。

	変更等の内容	必要書類
1	希望保育所 等を変更したいとき	●希望施設変更届 月々の締切までにご提出ください。(P.15を確認してください)
2	保護者が転職したとき	●就労証明書 勤務が始まる前にご提出いただいた場合には、勤務開始後に勤務開始証明書のご提出も必要です。
3	保護者が退職したとき	退職後、保育の必要性が確認できるものをご提出ください。
4	申込み後、妊娠が判明したとき	出産予定表+母子手帳の出産予定日記載ページのコピー
5	育児休業が終了し、復職したとき	●復職証明書 復職後、お子さまの保育についてどのようにされているかを支給認定担当までお知らせください。
6	育児休業を取得・延長したとき	●育児休業証明書か就労証明書 就労証明書(育児休業の取得について記載されたもの)をすでに提出されている方は、育児休業証明書をご提出ください。
7	申込児童を認可保育所以外の保育施設等に預けたとき (家庭保育室・事業所内保育所・一時保育室など)	●保育室等在室証明書 公設園の一時保育室を利用の方は書類の提出は不要ですが、利用している旨を支給認定担当までご連絡をお願いいたします。
8	求職中で申し込んだ方が、就労したとき	●就労証明書
9	求職中の方が保育所等を申請するとき	●求職活動申告書(同意書)・ハローワークカードの写し 求職活動中の入所期間は2か月です。また、待機期間中も保育の必要性の確認のため、 2か月ごと にこちらの書類をご提出ください。提出がない場合は、求職活動をしていないものとみなします。
10	保護者が就学したとき	●在学証明書等(合格通知・学生証の写し)+時間割表
11	利用申込みを取り下げるとき	●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業申込み取下げ届 和光市から転出される際も提出が必要です。 和光市を通じて、他の市区町村へのお申込みをされている場合にも必ずご提出ください。
12	入所決定後に、入所を取りやめるとき	●特定保育利用辞退申出書 速やかにご提出をお願いいたします。
13	連絡先・住所等が変わったとき	●変更届 市内での引っ越し、電話番号が変わるとき等にご提出ください。

※申込み内容に変更があったときには、保育サポート課 支給認定担当まで 必ずご連絡をお願いいたします。申込み時と異なる状況が判明したときには、**入所決定の取り消し**になる場合があります。

【保育所入所後（在園中）に支給認定内容に変更が生じた場合】

認定内容に変更があった場合は、認定変更申請が必要となります。
保護者様より変更に係る書類を提出いただいたうえ、認定変更を行います。

① 認定変更申請が必要な方

(1) 保育の利用を必要とする事由に変更がある場合

(2) 保育必要量に変更がある場合

例1：10月末に父が退職し、次の職場を探す

認定事由 就労→求職活動 **保育必要量** 標準時間→短時間

認定期間 11月1日～12月31日（この間に就労しないと退園）

例2：10月末で母の育休認定期間が終了し、復職する

認定事由 育児休業→就労 **保育必要量** 短時間→標準時間

認定期間 11月1日～（卒園年度の）3月31日

② 変更申請に係る必要書類

(1) 教育・保育支給認定（変更）申請書 ※様式第1号

(2) 変更となった事由を証明する書類（事由に応じ、下表のとおり）

変更内容	保育必要量	必要書類
就労	月120時間以上：標準時間又は短時間 （保護者申請により短時間認定可） 月120時間未満：短時間	(1) 就労（予定）証明書 (2) シフト表（シフト勤務の場合） (3) 勤務開始証明書（就労開始より前に就労（予定）証明書を提出した場合）
妊娠・出産	標準時間又は短時間 （保護者申請により短時間認定可）	(1) 出産予定表 (2) 母子手帳のコピー（表紙及び出産予定日記載ページ）
育児休業	短時間	(1) 育児休業証明書
疾病・障害	標準時間又は短時間 （診断書により市で認定）	以下のいずれか一つ提出が必要 (1) 和光市指定様式による診断書 （加療期間と保育状況が記載されたもの） (2) 障害者手帳等の写し
介護	月120時間以上：標準時間又は短時間 （保護者申請により短時間認定可） 月120時間未満：短時間	(1) 介護状況申告書 (2) 障害者手帳等/診断書/入院計画書/重度心身障害者医療受給者証の写し
災害復旧作業	標準時間又は短時間	災害復旧に従事していることを証する書類
求職活動	短時間	求職活動申告書
就学	月120時間以上：標準時間又は短時間 （保護者申請により短時間認定可） 月120時間未満：短時間	(1) 入学証明書/在学証明書 (2) 時間割 (3) 学生証
結婚/離婚等による世帯構成変更		《結婚》 (1) 課税証明書（市外から転入してきた場合） (2) 新に世帯員となった方の保育を必要と

		<p>する事由の必要書類</p> <p>《離婚》</p> <p>(1) ひとり親であることの申立書</p> <p>(2) 離婚受理証明書/戸籍謄本/ひとり親家庭等医療費受給者証いずれかの写し</p> <p>(3) 離婚協議又は調停中であることがわかる書類の写し(離婚協議中又は調停中の場合)</p> <p>(4) 保護者の収入が103万円未満の場合で同居の祖父母等がいる場合、その同居人の課税証明書</p>
--	--	---

※必要書類は、市役所窓口又は市HP、在園施設より取得できます。

③提出場所

和光市保育サポート課支給認定担当又は在園している施設

④申請提出期限

- 原則** 変更の原因となる事由が判明した時点での事前申請となります。
(このため、求職活動中の場合で、採用予定で変更申請書+就労証明書を提出した場合は、就労開始後に勤務開始証明書を追加で提出いただきます)
- 例外** 既に認定事由が変更した後の提出となる場合は、速やかに必要書類を提出してください。

⑤認定変更の効力

- 原則** 変更申請書および必要書類が提出された日の属する月の翌月から
(月の初日に提出した場合はその月から)
- ※「提出日」=市役所窓口又は在園施設での受理日

例1：求職中だったが、6月15日から就労の旨の申請を5月31日に受理→**効力発生日**6月1日

例2：月120時間未満の就労だったが、5月1日より月120時間を超える契約に変更した旨の申請を5月15日に受理
→**効力発生日**6月1日

- 例外** 求職活動については事由の発生日から
- 例1：7月末日で退職し、求職中だったが、その申請を8月5日に受理
→**効力発生日**8月1日～(求職事由自体は月初から発生)
認定期間8月1日～9月30日まで
- 例2：10月5日に退職し、翌日申請を受理
→**効力発生日**10月6日～
認定期間10月6日～12月6日まで

⑥ 認定期間

事由に応じて、認定期間（在園可能期間）が異なります。

※いずれも就学前が最長となります。

認定事由	認定期間
就労	雇用期間終了日まで
妊娠・出産	出産日から起算して8週間が経過した日の翌日が属する月の月末
育児休業	次のうち、いずれか早い日まで。 ・ 育児休業日の終了日の属する月の月末 ・ 育児休業対象児童が満1歳に達する日の属する年度の翌4月30日
疾病・障害	診断書又は障害者手帳の有効期限日まで ※診断書に加療期間の記載ない場合は、診断書発行時から1年間。
介護	介護状況終了まで（障害者手帳等/診断書/入院計画書等、添付書類の有効期限で判断）
求職活動	退職日の翌日から起算して2ヶ月が経過する日まで
就学	在学期間終了まで

⑦ 利用者負担額（保育料）の変更

認定変更に合わせて保育料も変更となります。

求職活動への月途中の認定変更の場合、又は結婚・離婚等により保育料算定対象者が変更となる場合、保育料は認定変更日の翌月（1日が変更日の場合は当月）から変更となります。

⑧ 保育時間の変更

認定変更に伴い、保育必要量（標準時間認定・短時間認定）の他、利用できる保育時間も変更となる場合があります。在籍している保育施設へ必ずご相談ください。

【10】 保育施設等について

教育・保育施設及び事業の種類

施設・事業の種類 (対象年齢)		施設・事業の概要
幼稚園 (3～5歳)		昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間の前後や夏休みなど園の休業中に預かり保育などを実施する、学校教育施設です。
保育所 (0～5歳)		保護者の就労や疾病などの事由により、保育を必要とする就学前までの児童を保育する児童福祉施設です。
認定こども園 (0～5歳)		幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。 【0～2歳】夕方までの保育（園により延長保育、一時預かり等を実施） 【3～5歳】昼過ぎごろまでの教育時間のほか、それ以降保育が必要な場合は夕方までの保育を実施（園により延長保育、一時預かり等を実施）
地域型 保育事業 (0～2歳)	小規模保育事業※	0～2歳までの子どもを対象に、定員6～19名で、保育を実施する事業です。A型、B型、C型の3区分があります。
	家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅その他のスペースで、定員5人以下のお子さんを保育する事業です。
	居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅において、1対1の保育を実施する事業です。
	事業所内保育事業	会社の保育施設等で、従業員の子どもに加えて、一定割合、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業です。

※市内小規模保育事業所には、A型とB型がございます。

小規模保育事業所A型：必要とされる保育に従事する職員の全てが保育士です。（一部特例あり）

小規模保育事業所B型：必要とされる保育に従事する職員の1/2が保育士で、その他の職員は、市長が行う研修を受講した保育従事者です。

市内保育所・小規模保育事業所等 MAP



幼稚園（3歳～小学校前まで）

※各園預かり保育あり

★ I	新倉幼稚園
★ II	やまと幼稚園
★ III	大和すみれ幼稚園
★ IV	小羊幼稚園

保育所（0歳～小学校前まで）

<input type="checkbox"/>	1	みなみ保育園
<input type="checkbox"/>	2	しらこ保育園
<input type="checkbox"/>	3	にいくら保育園
<input type="checkbox"/>	4	ほんちょう保育園
<input type="checkbox"/>	5	ひろさわ保育園
<input type="checkbox"/>	6	キッズエイド和光保育園
<input type="checkbox"/>	7	和光駅前保育園（2歳児まで）
<input type="checkbox"/>	8	下新倉みどり保育園
<input type="checkbox"/>	9	ハレルヤ保育園
<input type="checkbox"/>	10	ゆめの木保育園
<input type="checkbox"/>	11	あすの木保育園
<input type="checkbox"/>	12	里仁育舎
<input type="checkbox"/>	13	諏訪ひかり保育園
<input type="checkbox"/>	14	キッズエイド吹上保育園
<input type="checkbox"/>	15	和光プライムスター保育園
<input type="checkbox"/>	16	和光どろんこ保育園
<input type="checkbox"/>	17	中央ひなた保育園（3歳児から）
<input type="checkbox"/>	18	下新倉プライムスター保育園

小規模保育事業所（0歳～2歳になる年度末まで）

<input type="checkbox"/>	1	和光第2エンゼル保育室	<input type="checkbox"/>	10	下新倉リトルスター保育園	<input type="checkbox"/>	19	しらこ南リトルスター保育園
<input type="checkbox"/>	2	あそびのてんさい和光保育園	<input type="checkbox"/>	11	ひだまりの保育園	<input type="checkbox"/>	20	丸山台ひなた保育園（1歳児から）
<input type="checkbox"/>	3	あそびのてんさい和光北口保育園	<input type="checkbox"/>	12	第2ひだまりの保育園	<input type="checkbox"/>	21	第3ひだまりの保育園
<input type="checkbox"/>	4	保育ルーム・フェリーチェ和光園	<input type="checkbox"/>	13	和光市ひなた保育園	<input type="checkbox"/>	22	スピカ☆リトルスター保育園
<input type="checkbox"/>	5	保育ルーム・フェリーチェ和光Ⅱ園	<input type="checkbox"/>	14	わこうっちリトルスター保育園	<input type="checkbox"/>	23	シリウス☆リトルスター保育園
<input type="checkbox"/>	6	さくらさくみらい 和光	<input type="checkbox"/>	15	リトルスター保育園さつきちゃんのおうち	<input type="checkbox"/>	24	さいたま保育園（1歳児から）
<input type="checkbox"/>	7	つかさ保育園	<input type="checkbox"/>	16	和光エンゼル保育室	<input type="checkbox"/>	25	こぐま保育室
<input type="checkbox"/>	8	メリーボビンス和光ルーム	<input type="checkbox"/>	17	和光第3エンゼル保育室	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	9	和光リトルスター保育園	<input type="checkbox"/>	18	しらこ北リトルスター保育園	<input type="checkbox"/>		

※ 幼稚園は通常の預かり時間を延長して児童を預かる「預かり保育」があります。

◎保育所

運営形態	番号	保育園名	運営	定員	住所	電話	駐車場	園庭	看護師
公設 公営	1	みなみ保育園	和光市	180	南2-3-3	450-4641	○	○	○
	2	しらこ保育園		90	白子3-29-10	464-7400	○	○	△
公設 民営	3	にいくら保育園	社会福祉法人 朝霞地区福祉会	110	新倉1-36-2	463-2002	○	○	○
	4	ほんちよう保育園		90	本町31-18	465-5200	×	○	○
民設 民営	5	ひろさわ保育園	社会福祉法人 なかよし会	108	広沢1-2	461-1043	○	○	△
	6	キッズエイド和光保育園	NPO法人 エイドセンター	110	本町31-6 CI/ハイツ内	460-1068	○	×	○
	7	和光駅前保育園 ※1	医療法人社団 喜恵会	20	新倉1-2-67 2F	461-2120	×	×	×
	8	下新倉みどり保育園	社会福祉法人 翠生会	60	下新倉5-13-10	451-6433	○	○	×
	9	ハレルヤ保育園	社会福祉法人 白百合会	60	新倉5-9-92	451-5300	○	○	×
	10	ゆめの木保育園	社会福祉法人 赤い鳥保育会	90	白子2-14-62	463-8791	○	○	×
	11	あすの木保育園		70	丸山台3-5-8	465-2177	○	○	×
	12	里仁育舎 ※2	社会福祉法人 萌樹会	60	下新倉2-34-36	423-7184	×	×	×
	13	諏訪ひかり保育園	社会福祉法人 豊友会	80	諏訪2-5 埼玉病院敷地	423-7614	○	○	○
	14	キッズエイド吹上保育園	社会福祉法人 エイドセンター	80	白子3-15-25	423-5071	○	○	△
	15	和光プライムスター保育園	三和エンジニアリング 株式会社	90	下新倉1-5-15	423-9881	×	×	△
	16	和光どろんこ保育園	社会福祉法人 どろんこ会	90	新倉2-4-53	424-3656	×	○	○
	17	中央ひなた保育園 ※3	社会福祉法人 ことの葉会	69	中央1-1-6	424-8103	×	×	×
	18	下新倉プライムスター保育園	三和エンジニアリング 株式会社	90	下新倉1-5-16	485-9188	×	×	○

※看護師 ○:常勤 △:非常勤 ×:いない

※1 和光駅前保育園の対象児童は0歳児（生後57日以降）から2歳児までです。

※2 里仁育舎は、給食に牛乳・卵・乳製品・肉・精白糖を使用しておりません。主なたんぱく源は大豆などの植物性食品ですが、一部ツナや小魚等を使用します。

※3 中央ひなた保育園の対象児童は3歳児以降のため、0～2歳児クラスはありません。

◎小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

運営形態	分類	番号	小規模保育所名/事業所内保育事業所名	運営	定員	住所	電話	駐車場	園庭	看護師	
民設 民営	B型	1	和光第2エンゼル保育室	有限会社 三原学園	19	本町19-1	458-3514	○	×	×	
	A型	2	あそびのてんさい和光保育園	有限会社 ウインズ	19	丸山台1-9-19	467-3085	×	×	×	
	B型	3	あそびのてんさい和光北口保育園※4		10	新倉1-15-50 エネンス101号	487-9938	×	×	×	
	B型	4	保育ルームフェリーチェ和光園	株式会社 アルコパレーノ	18	本町11-3 シンフォニー1階	467-6766	×	×	×	
	B型	5	保育ルームフェリーチェ和光Ⅱ園		18	本町5-28 KSビル1階	469-6555	×	×	×	
	A型	6	さくらさくみらい 和光	株式会社 プロッサム	19	白子2-23-7 第2サンライズビル	450-3939	×	×	×	
	A型	7	つかさ保育園和光市和光園	ツカサコア 株式会社	19	白子2-24-15 クレルマンション 1F	234-9209	×	×	×	
	B型	8	メリーポピンズ和光ルーム	株式会社 ゴーエスト	19	下新倉1-1-62 ハイトレインシア 1F	466-0100	×	×	×	
	B型	9	和光リトルスター保育園	三和エンジニアリング 株式会社	19	白子3-35-7	487-9001	○	×	×	
	B型	10	下新倉リトルスター保育園		19	下新倉4-12-54	424-5560	○	×	×	
	B型	11	ひだまりの保育園	株式会社 アイサニー	19	新倉2-17-31	486-9038	○	×	×	
	A型	12	第2ひだまりの保育園		10	新倉3-5-28	487-7316	○	×	×	
	A型	13	和光市ひなた保育園	株式会社 ハッピーストーリー	19	新倉1-10-74	462-8185	○	×	×	
	B型	14	わこうっちリトルスター保育園	三和エンジニアリング 株式会社	19	新倉1-2-9 1F	458-0647	○	×	×	
	B型	15	リトルスター保育園 さつきちゃんのおうち		19	下新倉2-39-24 1F	423-0157	○	×	×	
	B型	16	和光エンゼル保育室	有限会社 三原学園	19	本町12-12 優美ビル 1F	465-1463	×	×	×	
	B型	17	和光第3エンゼル保育室		19	本町12-12 優美ビル 2F・3F	424-5351	×	×	×	
	B型	18	しらこ北リトルスター保育園	三和エンジニアリング 株式会社	19	白子3-8-37	487-9904	○	×	×	
	A型	19	しらこ南リトルスター保育園		19	白子1-25-1	423-5582	○	×	×	
	A型	20	丸山台ひなた保育園 ※5	社会福祉法人 ことの葉会	19	丸山台2-11-1-1F	485-7138	×	×	×	
	B型	21	第3ひだまりの保育園	株式会社 アイサニー	19	新倉3-5-28-1F	487-7316	○	×	×	
	B型	22	スピカ☆リトルスター保育園	三和エンジニアリング 株式会社	19	下新倉2-9-33	424-4304	×	×	×	
	B型	23	シリウス☆リトルスター保育園		19	白子2-14-38	458-0574	×	×	×	
	事業所内		24	さいたま保育園※6	国立病院機構埼玉病院	16	諏訪2-1	461-5782	○	○	×
	B型		25	こぐま保育室	一般社団法人 ひるがお	10	本町5-13 ハイム山田101	485-9333	×	×	×

※4 丸山台ひなた保育園の対象児童は1歳児～2歳児です。

※5 さいたま保育園は地域枠と従業員枠が設定され、和光市では地域枠（一般市民の枠）のみを選考いたします。上記定員は地域枠の定員です。

また、さいたま保育園の対象児童は1歳児～2歳児です。

【11】保育時間について

通常保育時間	(月)～(金) 午前7時～午後6時までの11時間の内、保育を必要とする時間
時間外保育時間	(月)～(金) 午後6時以降、各施設において定める時間※下記参照

※ キッズエイド和光保育園・諏訪ひかり保育園については、土曜日でも時間外保育を利用できます。
○市内保育園開所時間

午後7時まで開所	ハレルヤ保育園
午後8時まで開所	上記以外の保育園

※公設保育園・和光駅前保育園・ハレルヤ保育園・和光プライムスター保育園・下新倉プライムスター保育園・ひろさわ保育園については、18時以降の保育の利用は満1歳からとなります。

○市内小規模保育事業所及び事業所内保育事業所開所時間

午後7時まで開所	あそびのてんさい和光保育園
	あそびのてんさい和光北口保育園
	さくらさくみらい 和光(旧:わこうさくらさくほいくえん)(※)
	つかさ保育園和光市和光園(※)
	和光リトルスター保育園(※)
	下新倉リトルスター保育園(※)
	わこうっちリトルスター保育園(※)
	リトルスター保育園さつきちゃんのおうち(※)
	ひだまりの保育園
	第2ひだまりの保育園
	しらこ北リトルスター保育園(※)
	しらこ南リトルスター保育園(※)
	第3ひだまりの保育園
	スピカ☆リトルスター保育園(※)
	シリウス☆リトルスター保育園(※)
こぐま保育室	
午後7時30分まで開所	和光エンゼル保育室
	和光第2エンゼル保育室
	和光第3エンゼル保育室
午後8時まで開所	メリーポピンズ和光ルーム
	保育ルームフェリーチェ和光園
	保育ルームフェリーチェ和光Ⅱ園
	和光市ひなた保育園
	丸山台ひなた保育園
さいたま保育園	

(※) 18時以降の保育の利用は満1歳からとなります。

【12】 時間外保育について

時間外保育とは、やむを得ない理由により、保育標準時間または保育短時間の時間帯を超えて保育を必要とする子どもに対し提供する保育です。地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、国・県・市が一部費用を負担します。

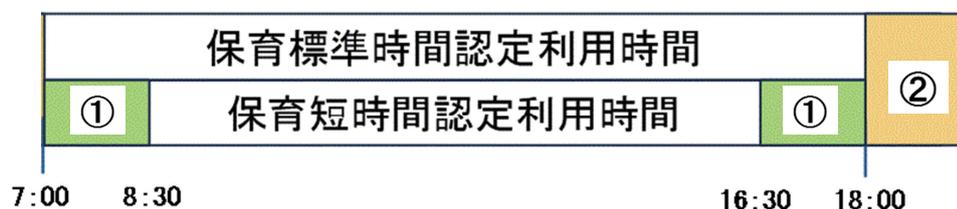
午後6時以降に行う時間外保育（通常時間外保育）と短時間認定を受けた子どもに対し、午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時までの間に行う時間外保育（短時間時間外保育）があります。

※和光市内保育園・小規模保育事業所における「保育標準時間」・「保育短時間」

保育標準時間…午前7時から午後6時まで

保育短時間…午前8時30分から午後4時30分まで

※上記の時間を超える部分（下記図の①及び②の部分）は、時間外保育になり、利用する場合は時間外保育料が掛かります。



※ ①が短時間時間外保育、②が通常時間外保育

※時間外保育料は各園で設定を行っております。詳細は別冊の施設案内にてご確認ください。

※夕食の提供（ミルクの提供を除く）を受ける場合は、別途夕食代がかかります。

【13】チャレンジ保育について

障害のあるお子さんに対して保育上の配慮をしながら、障害を持たないお子さんとともに集団保育を行います。

(1) 保育内容

児童の発達に応じた支援計画（ケアプラン）を作成し、それに基づき保育を行います。

(2) 対象：次のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 和光市在住で保育の必要性がある。
- ② 発達の遅れがある、または障害がある。
※具体的には次に該当する児童
ア 「身体障害者手帳」の交付を受けている。
イ 「療育手帳」の交付を受けている。
ウ 日常生活を営むために、医療を要する状態にあるもの。
エ 上記のほか和光市『福祉サービス受給者証』を所持しているもの、またはそれに相当するものとしてケアプランが作成されているもの。
- ③ 集団保育が可能であり、日々通所できるお子さん

※ 事前に子育て世代包括支援センターケアマネジャーまたは障害者支援専門員にご相談いただくか、保育サポート課教育保育事業担当にご相談の上、お申込みください。

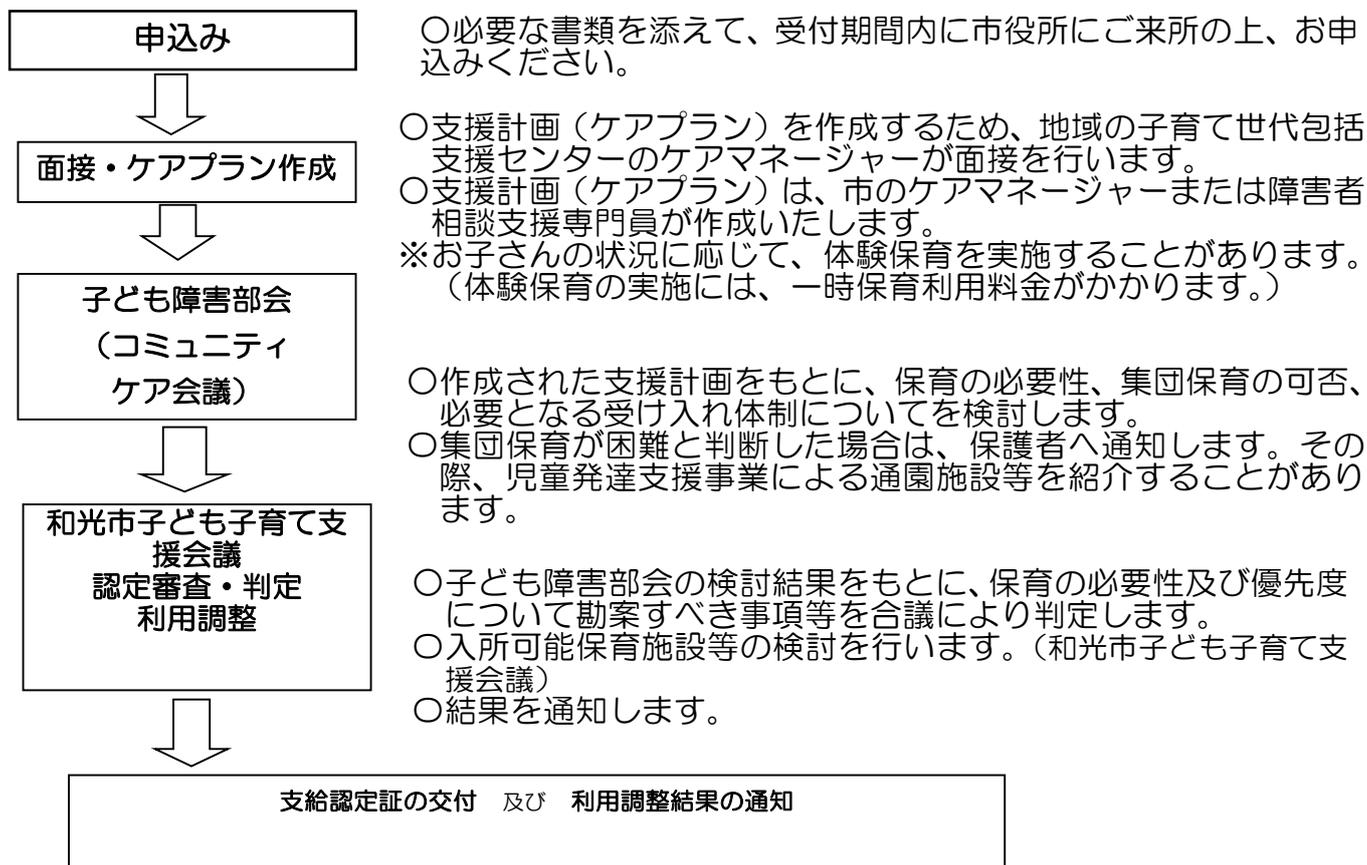
※ 和光市に転入予定の方は、住民登録のある自治体の保育施設入所担当窓口にお申し込みください。

(3) 実施保育施設

市内保育所・小規模保育事業所

- ※1 各施設の利用状況や児童の心身状況によって、希望された施設に入所できない場合があります。希望施設につきましては入所申請時にご相談ください。
- ※2 保育時間は、入所決定後にお子さんの状態に合わせ、ご相談の上決定します。

●入園までの流れ（予定） ※詳細についてはお問い合わせください。



【14】その他の子ども・子育て支援について

1 一時保育

《 問い合わせ・申込は **保育園(一時保育室)** または **保育サポート課 支給認定担当** 》
保護者の週3日までの短時間・断続的な仕事など、様々な理由で一時的にお子さんを預けたいとき、**みなみ保育園・しらこ保育園**で保育をします。また、チャレンジド(障害児)の一時保育は、ほんちょう保育園で実施しています。

詳細については、「和光市一時保育事業案内」等をご覧ください。

- みなみ一時保育室 (TEL450-4643) 定員 1日20名(うち0歳児6名)
- しらこ一時保育室 (TEL464-0140) 定員 1日10名(うち0歳児3名)
- ほんちょう保育園 (TEL465-5200) 定員 1日3名

★民設保育園の自主事業として、以下の施設でも一時保育を実施しています。
詳細は下記にお問い合わせください。

- わこうっちリトルスター保育園一時保育 (TEL458-0647)
- 和光プライムスター保育園一時保育 (TEL423-9881)
- 下新倉プライムスター保育園一時保育 (TEL485-9188)

※一時保育は、認可保育園・小規模保育事業所等に通園している児童は利用できません。

2 病児・病後児保育

諏訪ひかり保育園

《 問い合わせ・申込は **諏訪ひかり保育園 やわら** (TEL423-7614) 》

満6ヵ月～10才までの児童が風邪や水ぼうそう等にかかり、集団生活が困難な期間、諏訪ひかり保育園(やわら)で一時的に保育します。定員は、原則、1日4名までで、1回の利用は、医師連絡票に基づき、最長5日間(※週をまたいでの利用は再度、医師連絡票の提出が必要です。土・日・祝日・12/29～1/3の年末年始は除く)まで利用できます。※利用には事前登録が必要です。

- 対象児童 風邪・扁桃腺炎・気管支炎・水ぼうそう・おたふく風邪・風疹・下痢・嘔吐・骨折・その他医師が利用可能と判断した病気
- 保育時間 (月～金) 8:30～18:00の間で保育を必要とする時間
- 利用料 4,000円(キャンセル料 2,000円)

キッズエイド吹上保育園

《 問い合わせ・申込は **キッズエイド吹上保育園** (TEL423-5071) 》

満8ヵ月～10才までの病中又は病気の回復期にあつて、集団生活が困難な期間、キッズエイド吹上保育園の専用スペースで一時的に保育します。定員は、原則、1日3名までです。※利用には事前登録が必要です。

- 対象児童 病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な児童
- 保育時間 (月～金) 9:00～17:00の間で保育を必要とする時間
- 利用料 2,000円/半日(キャンセル料は利用時間の半額を徴収します)
食事は必要に応じて別途徴収します(200円/食、おやつ100円/回)

3 緊急サポート事業

《 問い合わせ・申込は **緊急サポートセンター埼玉** (TEL048-297-2903) 》

お子さんの風邪や発熱時の預かりや送迎、緊急的な一時預かり、宿泊を伴うお子さんの預かり等は、**緊急サポート事業**をご利用ください。※利用には**事前登録**が必要です。

4 休日保育《 申込は **みなみ一時保育室** 》

保護者の就労で、日曜・祝日（12月29日から1月3日を除く）に保育ができないとき、**みなみ一時保育室**で保育します。定員は、申込順に1日当たり10名（うち0歳児は3名まで）です。利用希望日の属する月の前月の初日から**利用したい日の5日前（土・日・祝日を除く）**までに申込みが必要です。

※申込みには休日保育用就労証明書等が必要です。

- 保育時間（日曜、祝日）7:30～18:30の間で保育に欠ける時間

5 年末保育

《 申込は **各保育園・小規模保育事業所** または **保育サポート課 支給認定担当** 》

保護者の就労で、年末の12月29日・12月30日（日曜日にあたる場合は実施なし）に保育ができないとき、**にいくら保育園**で保育します。定員は1日当たり10名（うち0歳児は3名まで）です。受付は例年11月に行います。詳細は、市ホームページや保育園等の掲示をご覧ください。

- 保育時間 7:30～18:30の間で保育に欠ける時間

6 家庭保育室《 申込は **各家庭保育室** 》

家庭を基盤とした環境で乳幼児の保育を行っている施設です。市では、家庭保育室利用料（保育料）の助成を行っています。詳細については、和光市家庭保育室案内をご覧ください。か、**保育サポート課支給認定担当**までお問い合わせください。

7 ファミリーサポートセンター

《 申込・登録は **ファミリーサポートセンター** (TEL465-1111 内線2201) 》

「育児の援助を受けたい人（依頼会員）」と「育児の援助を提供できる人（協力会員）」とが事前に登録し、相互に育児を助け合う会員組織です。依頼会員は、生後43日から小学生までのお子さんがいれば、どなたでも登録いただけます。（和光市民に限ります。）協力会員になるには、事前に市が実施する研修を受ける必要があります。お子さんは原則として、協力会員宅でお預かりします。援助を受けた時間に応じて、依頼会員が協力会員に報酬を支払います。

（活動例）

- ・保育園や学校、学童クラブ等の登園（登校）前、降園（下校）後の預かり
- ・保育園等への送迎
- ・保護者のリフレッシュ時の預かり
- ・保護者の通院など、子どもの同伴が困難な場合の預かり

- 対象児童 生後43日から小学6年生までのお子さん

●報酬	平日（月～金）	午前7時～午後7時	30分ごとに360円
	平日の上記時間以外		30分ごとに420円
	土曜・日曜・祝日の終日		30分ごとに420円
	年末年始		30分ごとに450円

上記のほか、お母さんが妊娠中や産後を安心して過ごせる様お手伝いをする「産前・産後サポート事業」や夜間泊まりでお子さんをお預かりする「児童夜間養育事業」も実施しております。（対象年齢、報酬金額は上記と異なります。）

詳細は、TEL465-1111（内線 2201）ファミリーサポートセンターへお問い合わせください。

8 送迎保育ステーション事業

《 問い合わせ **保育サポート課 教育保育事業担当 048-424-9089** 》

自宅から遠方の保育所において保育を受けている児童の保護者負担の軽減を図るため実施いたします。

【対象者】

- ①和光駅前保育園及び小規模保育事業所を卒所し、市内保育所に進級するに当たり、継続的に通園することが困難な遠方の保育園に利用調整がされた児童。
- ②コミュニティケア会議において、送迎サービスを利用して自宅より遠方の保育所に通園することが必要であると認められた児童。
- ③①・②以外の児童で、自宅より遠方の保育園への通園にあたり、当該サービスの利用が必要だと認められた児童。

【利用施設】

送迎元 …送迎保育ステーション(中央ひなた保育園)和光市中央1-1-6

利用定員…11名

【指定保育所】

送迎保育ステーションより送迎を行う指定保育所は以下のとおりです。

保育園名	住所
みなみ保育園	南2-3-3
しらこ保育園	白子3-29-10
キッズエイド吹上保育園	白子3-15-25

【利用時間】

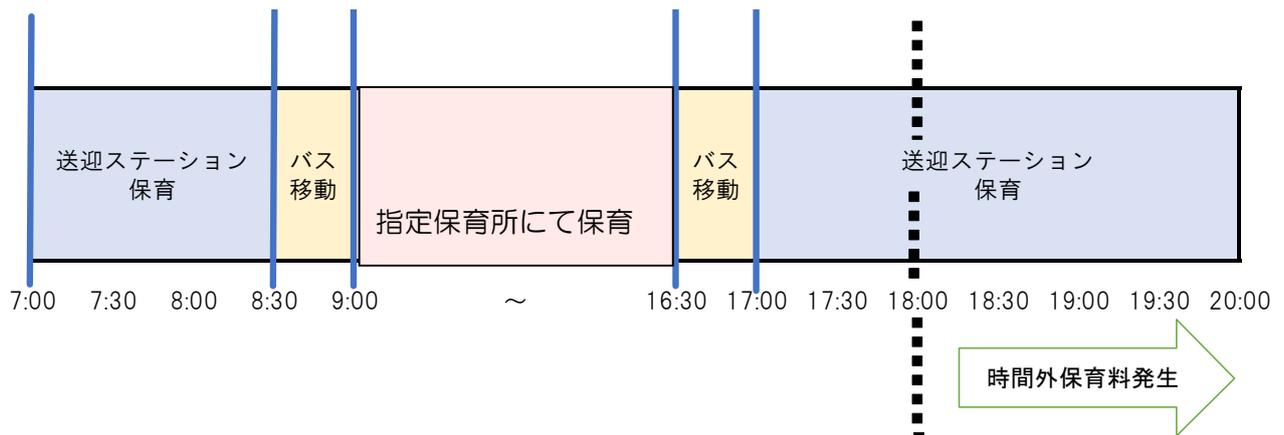
送り…7:00～8:30の間の、保育時間として認められた時間

迎え…17:00～18:00の間の、保護者の終業後最も早く迎えに行くことができる時間

※18:00以降は延長保育料が発生します。

※保育時間 保護者の就労時間等に、通勤時間を加えた時間となります。

参考：標準時間認定の方の場合



【15】 保育施設の保育料無償化について

3歳から5歳までの子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化される予定です。

実施時期は、2019年10月1日から実施を目指すこととされております。

無償化についての具体的な手続き等の詳細については、現在国において検討が行われているところです。別添内閣府 HP 掲載のチラシを参照してください。

2019年度からの変更点

- ① 利用調整について
基本的な審査基準を掲載しています。また、指数表を公表しています。
- ② 優先保育について
「保護者のいずれかが保育士資格を有し保育に従事する者として市内認可保育施設において1年以上継続して勤務する場合」が優先保育の基準に追加されています。
- ③ 保育の必要性の基準の調整について
「入園希望月の1日までに転入予定の方で転入予定先住所等が確認できる書類がない場合」が保育の必要性の基準の調整に追加されています。
- ④ 市外からの申込について①
市外から和光市へ申込する方は、すべて和光市様式にて申請が必要となります。市外様式にて受付はいたしません。
- ⑤ 市外からの申込について②
0歳児の受託制限について、市外からの申込者のうち転入予定者及び市内在勤者以外は申込できません。
- ⑥ 新設の保育所が1園開所予定です。また、認可外保育施設が1園、認可の小規模保育事業所B型へ移行予定です。
- ⑦ 疾病について
診断書の有効期限について、申請日より3か月以内の証明日のものが有効とします。
- ⑧ 転園申請について①
兄弟の転園が決定した場合、弟妹の育児休業からの復職は必要なくなりました。
- ⑨ 転園申請について②
利用調整を行うにあたり、待機申請中の方を優先して選考を行っておりましたが、待機申請中の方と同様に利用調整を行うこととします。
- ⑩ 保育料無償化について
幼児教育の無償化の対象について記載しています。詳細は国において現在検討中です。

【メモ】

(1) 保育の必要性の基準

事由		保育を必要とする事由及び細目		基準指数	
				保護者1	保護者2
①就労	1. 就労 (外勤・自営業)	週5日以上 の就労	日8時間以上の就労を常態としている。	30	30
			日7時間以上8時間未満の就労を常態としている。	29	29
			日6時間以上7時間未満の就労を常態としている。	28	28
			日5時間以上6時間未満の就労を常態としている。	27	27
			日4時間以上5時間未満の就労を常態としている。	26	26
		週4日以上週 5日未満の就 労	日8時間以上の就労を常態としている。	28	28
			日7時間以上8時間未満の就労を常態としている。	27	27
			日6時間以上7時間未満の就労を常態としている。	26	26
			日5時間以上6時間未満の就労を常態としている。	25	25
			日4時間以上5時間未満の就労を常態としている。	24	24
		週3日以上週 4日未満の就 労	日8時間以上の就労を常態としている。	26	26
			日7時間以上8時間未満の就労を常態としている。	25	25
			日6時間以上7時間未満の就労を常態としている。	24	24
			日5時間以上6時間未満の就労を常態としている。	23	23
			日4時間以上5時間未満の就労を常態としている。	22	22
	2. 内職	月12日以上 の就労	日4時間以上の就労を常態としている。	15	15
	3. 内定	週5日以上 の就労	日8時間以上の就労を常態としている。	25	25
			日7時間以上8時間未満の就労を常態としている。	24	24
			日6時間以上7時間未満の就労を常態としている。	23	23
			日5時間以上6時間未満の就労を常態としている。	22	22
日4時間以上5時間未満の就労を常態としている。			21	21	
週4日以上週 5日未満の就 労		日8時間以上の就労を常態としている。	23	23	
		日7時間以上8時間未満の就労を常態としている。	22	22	
		日6時間以上7時間未満の就労を常態としている。	21	21	
		日5時間以上6時間未満の就労を常態としている。	20	20	
		日4時間以上5時間未満の就労を常態としている。	19	19	
週3日以上週 4日未満の就 労		日8時間以上の就労を常態としている。	21	21	
		日7時間以上8時間未満の就労を常態としている。	20	20	
		日6時間以上7時間未満の就労を常態としている。	19	19	
		日5時間以上6時間未満の就労を常態としている。	18	18	
		日4時間以上5時間未満の就労を常態としている。	17	17	
②妊娠・出産	出産予定日の属する月が入園を希望する月(以下「入園希望月」という。)又は入園希望月の前2月若しくは後2月の場合。		25	25	
	出産予定日の属する月が入園希望月の3月以上後の場合。		15	15	
③疾病	入院	1月以上の入院が必要な場合。 ※入園希望月に入院予定も含む。	30	30	
		精神性、感染性疾患、常時臥床により、3月以上の加療を要し、保育が常時困難な場合。	30	30	
	居宅	1月以上通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	27	27	
		上記以外の疾病等により、1月以上の加療を要し、保育が困難な場合。	22	22	
④障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳 A、A(B)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。		30	30	
	身体障害者手帳3級、療育手帳Cの交付を受けていて、保育が困難な場合。		26	26	
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。		24	24	
⑤親族等の介護又は看護	病人や障がい者・要介護・要支援状態にある者の親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、保育が困難な場合。				
⑥災害復旧作業	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に関する作業に従事している場合。				
⑦求職活動	求職活動を行っている。(書類等により証明できる場合に限る。)		10	10	
⑧就学又は技能取得	就職に必要な技能取得のために職業訓練校、専門学校、大学等に就学(内定を含む)しているため、保育が困難な場合。				
⑨虐待その他特例	虐待その他保育が必要であると特に市長が認めた場合。				

備考 1 基準指数は、子どもを現に監護している保護者2人(原則、父母)の基準指数を合算したものとす。現に監護する保護者が1人の場合については、(3)優先保育の基準の定めるところにより、調整する。

2 事由①に定める就労時間は、労働基準法その他の法令の定めるところにより取得する休憩等の時間を含むものとする。

3 不規則勤務等により、事由①に定める細目によりがたい場合は、その事情を勘案して基準指数を決定する。

4 保護者のうち、就労し、かつ、妊娠している母(出産予定日の属する月が入園希望月又は入園希望月の前2月若しくは後2月に該当する者に限る。)の保育を必要とする事由の決定については、別に定めるところによる。

5 事由⑤、⑥及び⑧に該当する場合は、事由①の細目1に準ずる。

6 事由⑨に該当する場合は、その事情を勘案して基準指数を決定する。

(2) 保育の必要性の基準の調整

番号	保育の必要性の基準の調整事項	調整指数
1	65歳未満の同居の祖父母等がいる世帯の場合。(保育を必要とする事由が求職活動の場合に限る。)	-1
2	65歳未満の同居の祖父母等がいる世帯で、当該祖父母等が傷病又は障害を有する場合。(書類等により証明できる場合に限る。)	1
3	入園待機期間(入園希望月から連続した期間)が1年以上の場合。	1
4	入園待機期間(入園希望月から連続した期間)が2年以上の場合。	2
5	保育園の利用決定後に入園を辞退した場合。(入園希望月の属する年度内継続する。)	-2
6	保護者が3月以上6月未満の保育料を滞納している場合(納付相談等に応じている場合を除く。)	-5
7	保護者が6月以上12月未満の保育料を滞納している場合(納付相談等に応じている場合を除く。)	-10
8	保護者が12月以上の保育料を滞納している場合(納付相談等に応じている場合を除く。)	-20
9	入園希望月の1日までに転入予定の方で、転入先住所等が確認できる書類がない場合。	-10

備考 保育の必要性の基準の調整事項の指数は、和光市子ども・子育て支援会議において決定する。

別表第4(第6条関係)

優先保育の基準の指数表

番号	保育の優先事項	優先指数
1	前年度住民税非課税のひとり親家庭(離婚調停中の家庭を含み、別居のみの家庭を除く。以下同じ。)に属し、かつ、祖父母等と同居していない子ども。	8
2	前年度住民税非課税のひとり親家庭に属し、かつ、祖父母等と同居していない子ども。	6
3	前年度住民税非課税のひとり親家庭に属し、かつ、祖父母等と同居している子ども。	4
4	前年度住民税非課税のひとり親家庭に属し、かつ、祖父母等と同居している子ども。	2
5	現に監護する保護者が1人の場合(他の保護者が単身赴任、別居等により子どもを監護することができない場合を含む。)	30
6	生活保護法の適用を受けている世帯で、かつ、保護者の就労により自立が見込まれる世帯(就労支援員、ケースワーカー等による就労支援を受けている世帯及び公共職業安定所に求職申し込みを行っている世帯を含む。)に属している子ども。	2
7	生計を維持するために就労していた保護者が倒産・解雇による失業や傷病等により退職し、当該保護者又は他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯(生活保護法の規定による生活補助を受けている世帯を除く。)に属している子ども。	2
8	保護者から虐待を受けている又は受けたことがあり、和光市要保護児童対策地域協議会において情報の交換及び協議が行われ、市が虐待を受けた保育を必要とする子ども及びその保護者に対し保護その他必要な支援を行っている子ども。	※
9	保護者の経済的又は身体的な事由により、保育を必要とする子ども及びその保護者に対し、母子保健相談事業による支援その他必要な支援を市が継続的に行っている子ども。	※
10	身体障害者手帳の交付を受けている又は身体障害者福祉法施行規則別表第5に規定する4級以上の障害を有し、保育園等で保育を受けることができる状態にある子ども。	※
11	療育手帳の交付を受けている又は埼玉県療育手帳制度要綱第3条第2項に規定するC以上の障害を有し、保育園等で保育を受けることができる状態にある子ども。	※
12	入園希望月の末日の前日までに保護者の育児休業の期間が満了する子ども。	1
13	保育園等に入園することができなかったことを理由に保護者が育児休業を延長している子ども。	1
14	兄弟姉妹が在園している園への入園(転園)を希望する子ども。	2
15	兄弟姉妹が第一希望で同一の園への入園(転園)を希望する子ども。	1
16	市内の地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)、市内の家庭保育室(地域型保育事業に移行する家庭保育室に限る。)又は和光駅前保育園により保育を受けている子どもで、当該保育の終了後に連携施設(連携施設が整備されていない場合は希望園)において保育を受けようとする子ども。	※
17	現に市外の認可保育園(市外の小規模保育施設を含む。)、市外の認定こども園又は市外の幼稚園において日4時間以上かつ1月当たり12日以上保育又は教育を受けており、在室証明書を提出している子ども。	1
18	現に認可外保育施設(認証保育施設を含み、地域型保育事業所を除く。)又は一時保育室において日4時間以上かつ1月当たり12日以上保育を受けており、在室証明書(みなみ・しらこーろ一時保育室を利用している場合は、不要)を提出している子ども。ただし、保護者のいずれかが育児休業を取得している場合を除く。	2
19	現に認可外保育施設(地域型保育事業に移行する施設を除く。)において保育を受けている子どものうち、年齢等により引き続き当該施設において保育を受けることができなくなる子ども。	2
20	保護者のいずれかが保育士資格を有し保育に従事するものとして市内の認可保育施設において1年以上継続して勤務(内定を含む。)する場合。	5
21	上記以外の場合で、緊急に保育の必要があると市長が認める子ども。	※

備考

- 1 保育の優先事項の指数は、和光市子ども・子育て支援会議において決定する。
- 2 ひとり親家庭とは、条例第5条第1号に規定するひとり親家庭をいう。
- 3 事業所内保育事業により保育を受けている子どもが番号16及び18に該当する場合は、地域枠の子どもは番号16を、従業員枠の子どもは番号18を適用する。
- 4 優先指数のうち※については個々の家庭状況を踏まえ優先保育の要否を決定する。